

# 一時託児委託契約書

委託者 \_\_\_\_\_ (以下保護者という。)

受託者 ainakid あいなきつず (以下託児所という。) は、児童に関して、次の各条項により  
契約を締結します。

第1条 保護者は託児所に対し、次の児童の託児サービスを委託し、託児所はこれを受諾します。

児童氏名 \_\_\_\_\_ (生年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 満 \_\_\_\_\_ 歳)

第2条 委託する日及び時間

委託日 : 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

委託時間 : \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 料金 \_\_\_\_\_ 円

第3条 託児委託時間は必ず守ってください。

間に合わない場合は、お迎えの 30 分前には電話にて連絡ください。(災害や交通状態の異常にてお迎えが遅れる場合も含む) 連絡先 (080-2895-3406 託児専用携帯)

第4条 保護者はいつでも託児所と相互に連絡が取れる状態にしておいてください。

第5条 託児料は「託児利用料金表」の通りとします。

お預かり時間を過ぎた時点より 30 分間ごとに延長料金が発生いたしますのでご了承ください。

延長した時間の料金については、基本料金プラス 50% が加算されます。お迎えの際に現金でお支払いください。

第6条 児童の引き渡し及び引き取りは、原則として保護者本人がこれにあたることにします。

なお、引き渡しや引き取りの際に、身分証等で保護者ご本人か確認させていただく場合がございます。

第7条 契約にあたり、保護者は、「託児所利用規約」の内容を了承したものとします。

第8条 託児所は、託児サービスの提供に伴って、託児所の責めに帰すべき事由により児童の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、託児所が加入する賠償責任保険の範囲内でのみ保護者に対して損害を賠償します。

第9条 この契約に関して疑義が生じたとき、または、この契約に定めない事項については、保護者と託児所が誠意をもって協議、解決することとします。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受託者 施設名 美容室 ALOHA  
所在地 島根県出雲市大津朝倉 1-4-17  
ビューティーモールサスケ 1F  
TEL・FAX(0853)21-1586  
設置者 代表 梶谷 敦子

委託者 住所 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

・食事 伝えておきたいこと 体温 \_\_\_\_\_ °C

・睡眠

・排泄